

○公立大学法人評価委員会について

1 概要

地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、市の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を設置しています。（委員会名：前橋市公立大学法人評価委員会）

評価委員会では、年に複数回会議を開催し、業務実績に関する評価に関すること等について、委員の皆様から意見をいただいています。

《根拠：新 地方独立行政法人法 施行日：平成30年4月1日》

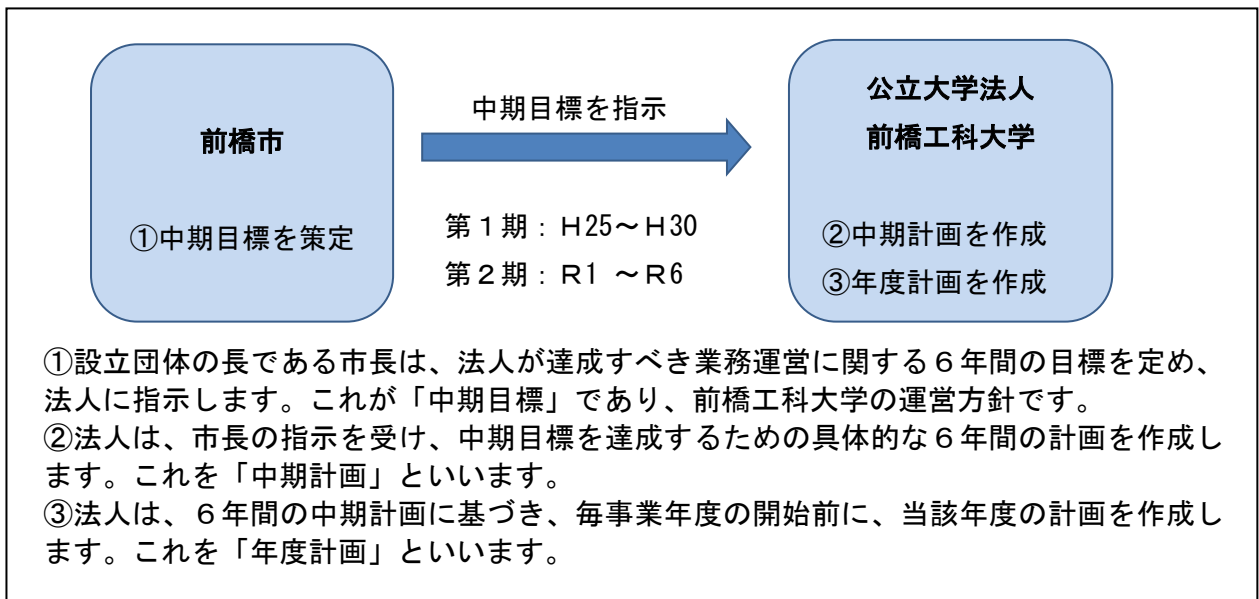
第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会が行う事務 <評価委員会の意見を聴く、又は評価を受ける事項>

※（ ）は地方独立行政法人法の規定

※地方独立行政法人法の改正に伴い、所掌事務に変更が生じる場合があります。

- (1) 設立団体が定める、法人が達成すべき業務に関する目標（中期目標）の策定及び変更への意見（第25条）
- (2) 地方独立行政法人が行う重要な財産の処分の認可への意見（第44条）
- (3) 中期目標を達成するため地方独立行政法人が定める計画（中期計画）の認可への意見（第78条）
- (4) 各事業年度・中期目標期間に係る業務の実績の評価（第78条の2）
- (5) 中期目標期間の終了時の検討に当たっての意見（第79条の2）



3 評価委員会の開催予定（案）

令和2年度は2回程度の開催を見込んでいます。主な内容は以下のとおりです。

第1回（8月） 委員委嘱、業務概要説明等、令和元年度決算に関する報告について
令和元年度業務実績に関する報告について

第2回（10月頃） 令和元年度業務実績に関する評価報告書（案）について